

建設業者が行う除草作業について

河川敷・道路端等の除草作業（草刈り作業）についての業種は、「農業」となります。

該当される事業所の方は、下記の点にご留意いただき、労災保険加入手続きをいただきますようお願いいたします。

◎留意事項

①事故等の際、「建設工事」としては、取り扱いが出来ません。※1

※1 建設工事に付随する除草作業は、「建設工事」として取り扱われます。

②元請け・下請け・孫請けを問わず、直接労働者を使用している事業主が、除草作業に掛かる賃金の実支払額に応じて保険料を納入いただきます。

③事業の種類は「農業」となります

④基幹番号の末尾は「6」となり、新たに「保険関係成立届」を提出いただく必要があります。

*基幹番号とは・・・

28・3・09・94300 <u>2</u>	末尾「2」	建設業等の雇用保険適用事業所	
28・1・09・94300 <u>5</u>	末尾「5」	建設業等の一括有期事業	
28・1・09・94300 <u>6</u>	末尾「6」	農業・漁業や建設の事務所等	※2

※2 建設の事務所（工事に従事しない人）も、建設工事として取り扱われません。

以上、該当すると思われる事業所の方は、早急に手続きをお願いいたします。